



2018年10月30日

各 位

会 社 名 株式会社 十八銀行  
代表者名 代表執行役頭取 森 拓二郎  
(コード番号 8396 東証第一部、福証)  
問合せ先 総合企画部長 安達 圭  
(TEL. 095-828-8099)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

本日公表いたしました「株式会社ふくおかフィナンシャルグループと株式会社十八銀行の株式交換による経営統合に関する最終合意について」のとおり、株式会社十八銀行(代表執行役頭取 森 拓二郎、以下「当行」といいます。)と株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(取締役社長 柴戸 隆成、以下「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。当行とふくおかフィナンシャルグループを併せ、以下「両社」といいます。)は、2016年2月26日に締結した基本合意書に基づき、本日開催したそれぞれの取締役会において、当行の株主総会の承認および関係当局の認可等を得られることを前提として、2019年4月1日を効力発生日とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)による経営統合(以下「本件経営統合」といいます。)を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約書(以下「本件株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

この度、当行は、本株式交換に関して、本日開催の取締役会において、2019年1月18日開催予定の臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)招集のための基準日設定、ならびに「株式交換契約承認の件」および「定款一部変更の件」を本臨時株主総会にそれぞれ付議することに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 臨時株主総会招集のための基準日設定

当行は、2019年1月18日(金)に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2018年11月15日(木)を基準日として定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2018年11月15日(木)
- (2) 公告日 2018年10月30日(火)
- (3) 公告方法 電子公告により、当行ホームページに掲載いたします。

<https://www.18bank.co.jp>

## 2. 臨時株主総会の開催予定日および付議議案等について

本臨時株主総会の開催予定日および付議議案は以下のとおりとする予定です。

- (1) 開催予定日                    2019年1月18日(金)
- (2) 付議議案                    第1号議案 株式交換契約承認の件  
   第2号議案 定款一部変更の件

※株式交換については、本日付「株式会社ふくおかフィナンシャルグループと株式会社十八銀行の株式交換による経営統合に関する最終合意について」、定款一部変更については下記3.「定款の一部変更について」をご参照ください。

## 3. 定款の一部変更について

### (1) 変更の理由

当行は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法124項第3項の規定に基づき、現行定款第13条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式交換の承認に関する議案が承認され、かつ2019年4月1日をもって本株式交換の効力が発生しますと、当行の株主はふくおかフィナンシャルグループ1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第13条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第14条以下の条数を繰り上げるものであります(かかる定款の一部変更を、以下、「本定款変更」といいます。)

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案(株式交換契約承認の件)が原案通りに承認されること、ならびに2019年3月31日の前日までに株式交換契約の効力が失われていないこと、および本株式交換が中止されていないことを条件として、2019年3月31日にその効力を生じるものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更案
<u>(基準日)</u> <u>第13条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>②前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u>	(削除)
第14条～第39条 (条文省略)	第13条～第38条 (条文省略)

### (3) 日程

本定款変更のための臨時株主総会開催日(予定)	2019年1月18日(金)
本定款変更の効力発生日(予定)	2019年3月31日(日)

(4) その他

2019年3月期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、現行定款第36号(本定款変更後の第35条)に従い、2019年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主さま、または登録株式質権者さまに対し、当行からお支払いする予定です。

以 上